

3 日 獣 発 第 275 号

令 和 4 年 1 月 12 日

地 方 獣 医 師 会 会 長 各 位

公 益 社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

家畜における遠隔診療の積極的な活用について

このことについて、令和3年12月15日付け3消安第4800号をもって農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、家畜の遠隔診療を積極的に活用するために、
①担当獣医師等の定期的な指導を受けていることを前提としたうえで、
初診から遠隔診療（要指示医薬品の処方を含む。）が可能であること、
②遠隔診療による対応が困難又は不適切と考えられる場合は、対面診療への切り替えや、家畜保健衛生所等への連絡など、適切に対応すること、
③遠隔診療を行う獣医師は、診療に必要な情報入手に努めること、
④医薬品の処方、使用等の情報を地域の家畜保健衛生所と担当獣医師等の関係者間で共有し、慎重使用の推進を図ること、以上4点について周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 山本・守尾

TEL 03-3475-1601